

北朝鮮による地下核実験実施発表に伴う当面の対応措置について

平成18年10月9日
放射能対策連絡会議
代表幹事会申合せ
平成18年10月12日改正

北朝鮮は、10月9日、核実験を実施した旨の発表を行ったところであり、また、我が国においても、10月9日午前10時35分頃、気象庁が通常の波形とは異なる地震波を探知したところである。

一般的に、地下核実験の場合は大気中に放射性物質が放出されることは想定されないが、万全を期す観点から、以下の措置を講ずることとする。

1. モニタリングの強化

(1) 高空の大気浮遊じんの採取・測定 【防衛庁】

航空自衛隊機により、すみやかに日本上空3空域（西部・中部・北部空域、高度3km及び10km）で、及び日本海北部空域（高度3km及び10km）で大気浮遊じんの採取を行い、(財)日本分析センター（千葉市）において、核種分析を実施する。

(2) 空間放射線量率の測定 【文部科学省、環境省】

全国12ヶ所の環境省施設、47都道府県及び(財)日本分析センター（千葉市）において、空間線量率を連続的に測定する。

(3) 地上大気浮遊じんの採取・測定 【文部科学省】

全国37ヶ所及び(財)日本分析センター（千葉市）において、地上大気浮遊じんの採取を行い、核種分析を実施する。

(4) 降下物（降水を含む）の採取・測定 【文部科学省】

47都道府県及び(財)日本分析センター（千葉市）において、降下物（降水を含む）の採取を行い、核種分析を実施する。

2. 広報体制の強化

(1) モニタリング結果の公表 【文部科学省、内閣官房】

上記1.(1)～(4)の測定結果全体について文部科学省がとりまとめ、内閣官房が公表する。

(2) 住民等からの問合せに対する対応 【消防庁、警察庁】

住民等からの問合せに対し、適切に対応する。